

# ○大府市防災管理定期点検報告及び特例認定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第36条第1項において準用する法第8条の2の2第1項に規定する防災管理点検及び報告（以下「点検報告」という。）並びに法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第1項に規定する点検報告の特例認定（以下「特例認定」という。）について、法及び消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(点検報告)

第2条 防災管理点検資格者（法第36条第1項において準用する法第8条の2の2第1項に規定する者をいう。）は、規則第51条の14各号に定める点検基準に従い、点検しなければならない。

2 消防法施行令（昭和36年政令第37号）第46条に規定する防災管理を要する建築物その他の工作物（以下「防災管理対象物」という。）の管理について権原を有する者（以下「管理権原者」という。）は、法第36条第1項において準用する法第8条の2の2第1項の規定に基づき、前項の点検結果について、規則第51条の12第2項の規定において準用する規則第4条の2の4第3項の消防庁長官が定める様式により、消防長へ報告しなければならない。

(特例認定申請の受付)

第3条 消防長は、法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第2項の規定に基づく申請があった場合は、防災管理点検報告特例認定申請書（規則第51条の16第2項に規定する別記様式第16号）の記載事項及び法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第2項に規定する添付書類を確認しなければならない。

2 消防長は、前項の申請に不備があるときは、相当の期間を定めて当該申請の補正を求めることができる。

(特例認定審査項目)

第4条 消防長は、前条第1項の申請があった防災管理対象物（以下「申請防災管理対象物」という。）について、防災管理点検報告特例認定審査表（第1号様式）及び防災管理点検報告特例認定審査基準及び判定結果表（第2号様式）により審査を行うものとする。

(特例認定審査要領)

第5条 前条の審査において、確認する書類は、防災管理点検報告特例認定申請書及び別表に掲げる確認書類とする。

2 消防機関が把握している過去の火災予防査察（防災基準及び防火・防災基準適合表示制度に基づく火災予防査察を含む。）の結果及び点検報告の状況等から、申請防災管理対象物について法又は法に基づく命令の遵守状況が良好と認められる審査項目については、当該審査項目の火災予防査察の実施について、一定の抜取り検査等により検査の簡素化を図ることができる。

3 消防長は、特例認定の認定又は不認定の判定に、防災管理点検報告特例認定審査表を用い、審査項目ごとの適又は否の判定に、防災管理点検報告特例認定審査基準及び判定結果表を用いるものとする。

4 消防長は、特例認定に係る審査の際、火災予防査察に関し判定基準に適合しない審査項目を確認したときは、その時点で当該審査を終了することができる。

(決定の通知)

第6条 消防長は、前2条の審査により、特例認定の認定又は不認定の決定をしたときは、法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第3項の規定に基づき、認定・不認定通知書(第3号様式)により、管理権原者に通知しなければならない。

(管理権原者変更届出書の提出)

第7条 消防長は、前条の認定を受けた防災管理対象物(以下「認定防災管理対象物」という。)の管理権原者が変更されたにもかかわらず、法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第5項の規定に基づく管理権原者変更届出書(規則第51条の16第2項に規定する別記様式第17号)の提出がない場合は、変更前の管理権原者に対し、当該届出書の提出を指導しなければならない。

2 消防長は、前項の指導に応じない場合は、法第46条の5の規定に基づき、過料事件の通知を行うものとする。

(認定の取消し)

第8条 消防長は、認定防災管理対象物について、法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第6項の規定に基づき認定の取消しを決定したときは、特例認定取消書(第4号様式)により当該認定防災管理対象物の管理権原者に通知しなければならない。

2 認定の取消しに当たっては、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項の規定に基づく聴聞を実施しなければならない。

(認定通知書の通知証明書の交付)

第9条 認定防災管理対象物の管理権原者は、認定通知書を亡失、滅失等したときは、認定通知書の通知証明書の交付を求めることができる。

2 消防長は、前項の通知証明書を交付したときは、大府市手数料条例(昭和45年大府市条例第49号)に基づき、手数料を徴収する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月23日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。